

# 環境を守る 2つの目標達成のため、 次の3つの事業に 補助金を交付します。

## 温室効果ガス 削減目標

2030年までに  
7.3万t-CO2削減し、  
カーボンニュートラルを  
達成

## 再エネ 導入目標

10,000kW の  
自家消費型  
太陽光発電の導入



1



### 自家消費型太陽光・蓄電池導入支援事業 (家庭・企業)

詳細は  
こちらから



自家消費型(発電した電力を自宅や事業所内で消費すること)の太陽光発電と蓄電池の導入を支援します。

設備

補助対象者

補助交付額

太陽光発電設備

家庭・個人※

7万円/kW

企業・事業者

5万円/kW

蓄電池

蓄電池の価格(円/kWh)の1/3

もしくは下記の金額の低い方

家庭・個人※ 5万円/kWh

(15.5万円/kWh(工事費込み・税抜)以下とすること)

企業・事業者 6万円/kWh

(19万円/kWh(工事費込み・税抜)以下とすること)

※ 家庭・個人には、PPA・リースにより個人の施設等に導入される場合を含みます。

[導入目標]

● 家庭向け

太陽光設備 100件・1,000kW

蓄電池 100件・1,000kWh

● 企業向け

太陽光設備 20件・2,000kW

蓄電池 15件・750kWh



[補助対象経費]

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領(令和4年3月30日環政計発第22033303号制定)別表1に定める工事費、設備費、業務費、事務費

2



### 木質バイオマス熱利用機器導入支援事業 (家庭向け)

詳細は  
こちらから



木質バイオマス(再生可能な生物由来の有機性資源(化石燃料は除く)を使用して得られる熱を利用する機器)の導入を支援します。

設備

木質バイオマス熱利用機器

補助対象者

補助交付額

家庭・個人※

2/3(上限10万円)

※ 家庭・個人には、PPA・リースにより個人の施設等に導入される場合を含みます。

[導入目標]

● 家庭向け

100件

(薪・ペレットストーブを想定)

[補助対象経費]

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領(令和4年3月30日環政計発第22033303号制定)別表1に定める工事費、設備費、業務費、事務費



3



## 地域向け電源導入促進事業 (太陽光)

詳細は  
こちらから



遊休市有地を活用して生み出す地域向け電源(かづのパワーを通じて地域に供給するための再生エネルギー)の発電に必要な設備の導入を支援します。

※ 系統制約により低圧(50kW未満)とします。

### 設備

太陽光発電設備

### 補助対象者

公募により決定した者

### 補助交付額

1/2(上限1,000万円)



### [導入目標]

地域向け電源の設備 500kW(50kW/件×10力所)

### [補助対象経費]

地域脱炭素移行・再生エネルギー推進交付金実施要領(令和4年3月30日環政計発第22033303号制定)別表1に定める工事費、設備費、業務費、事務費

### [補助対象者の決定]

本事業は、事業実施の都度、公募により補助対象者を決定します。公募は、市広報、ホームページでお知らせします。

決定の条件として、同要領別紙2(2)イ(キ)を満たし、かづのパワーへ売電することが必要です。

## 事業の流れ

### ① 事業期間

令和5～9年度(5年間)

### ② 事業開始

補助申請提出後、交付決定を受けてから着手してください。

### ③ 事業完了月日

交付決定の通知を受けた年度の2月末日までに完了してください。

### ④ 実績報告期限

1. 事業が完了した日から起算して10日以内
2. 交付決定の通知を受けた年度の3月15日

※ 1、2のいずれか早い日までに報告してください。

### ⑤ 実地検査等

実績報告後、現地にて実地検査します。合格後、請求のうえ、支払います。

### ⑥ 注意事項

- ・1、2の事業は先着順です。3は公募による決定です。
- ・予算がなくなり次第終了します。必ず事前にご相談ください。
- ・消費税仕入控除税額の取扱いについて、必ずご確認ください。

## 申請書類など

詳細は  
こちらから



### (1) 申請時提出書類

- 1 交付申請書(様式第1号)
- 2 事業計画書(様式第2号)
- 3 誓約書(様式第3号)
- 4 補助対象事業費等を確認できる書類(見積書等)
- 5 設備等の仕様書
- 6 事業を実施する箇所の概略図
- 7 事業を実施する箇所の現況写真
- 8 市区町村の税の滞納がないことを証する書類(申請の日前3か月以内に発行されたもの)
- 9 事業を営むことがわかる書類(所得税・法人税確定申告書の写し等。補助申請者が事業者の場合に限る)
- 10 設備等を整備する建物に係る全部事項証明書(申請の日前3か月以内に発行されたもの。建物が未登記である場合は、未登記である旨の建物所有者からの申出書)
- 11 建物所有者が設備等の設置に承諾した旨の書類(補助申請者以外のもので所有する建物において、設備を整備する場合に限る)
- 12 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

### (2) 実績報告時提出書類

- 1 補助対象事業に係る契約書の写し、領収書等の写し(補助事業者が補助対象事業に係る費用を負担したことを証する書類)及びその内訳を示す書類
- 2 完成図面
- 3 完成写真
- 4 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

### (3) 請求時提出書類(実績報告の検査完了後)

- 1 請求書